

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 5月21日

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
アンドレア・パパゾーニ（Andrea Papazzoni）
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
フェデリカ・ガーランディーニ（Federica Ghirlandini）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、
J.F.ケネディ通り33A番
（33A avenue J.F.Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド
（UBS（Lux）Strategy Fund）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

記名式無額面受益証券

上限見込額は以下のとおりである。

U B S（Lux）ストラテジー・ファンド - イールド・サステナブル
（米ドル）

クラス P - a c c 受益証券 8 億8,000万米ドル（約1,230億円）を上
限とする。

クラス（日本円・ヘッジ）P - a c c 受益証券 1,000億円を上限と
する。

U B S（Lux）ストラテジー・ファンド - グロース・サステナブル
（米ドル）

クラス P - a c c 受益証券 8 億8,000万米ドル（約1,230億円）を上
限とする。

クラス（日本円・ヘッジ）P - a c c 受益証券 1,000億円を上限と
する。

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、2023年 5 月31日現在の株式会社三菱 U F J 銀行
の対顧客電信売買相場の仲値（1 米ドル = 139.77円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年7月31日に提出した有価証券届出書（2023年10月31日付および2024年3月4日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）について、日本における販売会社が追加されることから、これらに関する記載を訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の訂正内容は下記のとおりです。

下線部および傍線部は訂正部分を示します。

第一部 証券情報

<訂正前>

（前略）

（5）申込手数料

日本国内における申込手数料は以下の通りである。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社の場合：申込価額の2.75%（税抜2.50%）を上限とする。具体的な手数料の金額または料率については下記（8）に記載される申込取扱場所に照会することができる。

（6）申込単位

原則として1口以上1口単位。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社（以下に定義する。）は、これと異なる取扱いをする場合がある。詳細については後記「（8）申込取扱場所」に照会のこと。

（7）申込期間

2023年8月1日（火曜日）から2024年7月31日（水曜日）まで

ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）（以下「営業日」という。）でかつ日本における販売会社（以下に定義する。）の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に、申込みの取扱いが行われる。ただし、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の営業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、後記「（10）払込取扱場所」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社（後記「（8）申込取扱場所」を参照のこと。）において申込みを受付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会すること。

（注）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（８）申込取扱場所

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 丸の内永楽ビルディング

電話番号 03 - 5293 - 3100

ホームページ・アドレス <https://www.ubs-sumitrust.com/>

（以下「UBS SuMi TRUST」または「日本における販売会社」ということがある。）

（注）上記日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（９）払込期日

UBS SuMi TRUSTに支払う場合には、投資者は、申込注文の成立をUBS SuMi TRUSTが確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での４営業日目までに申込金額および申込手数料をUBS SuMi TRUSTに支払うものとする。

各申込日の発行総額は、日本における販売会社によって、申込日から起算して４営業日目に保管受託銀行であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店のファンド口座に払い込まれる。

（注）申込日から起算して４営業日目を「ファンド払込日」という。

（１０）払込取扱場所

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 丸の内永楽ビルディング

（１１）振替機関に関する事項

該当事項なし。

（１２）その他

（１）申込証拠金はない。

（２）引受け等の概要

（a）UBS SuMi TRUSTは、管理会社が販売会社の任命等の関連業務を委託しているUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関して2016年４月19日付契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

（b）本書に記載される通り、日本における販売会社は、直接または他の販売買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求を管理会社へ取次ぐ。

（注）販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

（c）管理会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）を元引受会社に指定し、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、UBS SuMi TRUSTをファンドに関して管理会社の日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、１口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

（３）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社および販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社および販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。申込金額は、原則として円貨で支払うものとし、日本国内で募集される各サブ・ファンドの表示通貨（以下「表示通貨」という。）と円貨

との換算は、裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店のファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

（４）日本以外の地域における募集

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外（アメリカ合衆国を除く。）でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者に対して、各申込日の翌営業日に計算される各ファンド証券１口当たりの純資産価格で、ファンド証券の販売が行われる。

< 訂正後 >

（前略）

（５）申込手数料

申込価額の2.75%（税抜2.50%）を上限とする。具体的な手数料の金額または料率については下記（８）に記載される申込取扱場所に照会することができる。

（６）申込単位

申込単位は、日本における販売会社（以下に定義する。）が個別に定める単位とする。詳細については後記「（８）申込取扱場所」に照会のこと。

（７）申込期間

2023年8月1日（火曜日）から2024年7月31日（水曜日）まで

ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）（以下「営業日」という。）でかつ日本における販売会社（以下に定義する。）の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に、申込みの取扱いが行われる。ただし、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドの過半の純資産の評価が依拠する取引所および市場が所在する国の休日を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後４時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、後記「（１０）払込取扱場所」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社（後記「（８）申込取扱場所」を参照のこと。）において申込みを受付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会すること。

（注）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（８）申込取扱場所

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社（以下「UBS SuMi TRUST」という。）

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 丸の内永楽ビルディング

電話番号 03 - 5293 - 3100

ホームページ・アドレス <https://www.ubs-sumitrust.com/>

クレディ・スイス証券株式会社（以下「クレディ・スイス」という。）

東京都港区六本木一丁目６番１号 泉ガーデンタワー

電話番号 03 - 4550 - 5700

ホームページ・アドレス <https://www.credit-suisse.com/jp/ja/private-banking.html>

（以下個別にまたは総称して「日本における販売会社」ということがある。）

（注）上記日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（９）払込期日

UBS SuMi TRUSTに支払う場合には、投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での４営業日目までに申込金額および申込手数料をUBS SuMi TRUSTに支払うものとする。クレディ・スイスに支払う場合には、投資者からの申込金額および申込手数料の支払は、日本において受益証券の申込書を提出するのと同様に行われるものとする。

各申込日の発行総額は、日本における販売会社によって、申込日（同日を含む。）から起算して４営業日目にファンドの保管受託銀行であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店のファンド口座に払い込まれる。

（注）申込日から起算して４営業日目を「ファンド払込日」という。

（１０）払込取扱場所

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 丸の内永楽ビルディング

クレディ・スイス証券株式会社

東京都港区六本木一丁目６番１号 泉ガーデンタワー

（１１）振替機関に関する事項

該当事項なし。

（１２）その他

（１）申込証拠金はない。

（２）引受け等の概要

（a）UBS SuMi TRUSTは、管理会社が販売会社の任命等の関連業務を委託しているUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関して締結した2016年４月19日付契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。クレディ・スイスは、クレディ・スイス・アーゲーとの間の2019年12月18日付副々販売契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。クレディ・スイス・アーゲーは、オールファンズ・バンク・インターナショナル・エスエイとの間の2019年９月６日付副販売契約に基づきファンド証券の副販売を受託しており、オールファンズ・バンク・インターナショナル・エスエイは、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）との間の2019年９月１日付販売契約に基づきファンド証券の販売を受託している。

（b）本書に記載される通り、日本における販売会社は、直接または他の販売買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求を管理会社へ取次ぐ。

（注）販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

（c）管理会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）を元引受会社に指定し、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、UBS SuMi TRUSTをファンドに関して管理会社の日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、１口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

（３）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社および販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社および販売取扱会社は「外国証券取引

口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。申込金額は、原則として円貨で支払うものとし、日本国内で募集される各サブ・ファンドの表示通貨（以下「表示通貨」という。）と円貨との換算は、裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日にファンドの保管受託銀行であるUBSヨーロッパルクセンブルグ支店に表示通貨で払い込まれる。

（４）日本以外の地域における募集

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外（アメリカ合衆国を除く。）でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者に対して、各申込日の翌営業日に計算される各ファンド証券１口当たりの純資産価格で、ファンド証券の販売が行われる。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2016年4月19日付で元引受会社との間で代行協会員契約（注5）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。 2016年4月19日付で元引受会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。受益証券の販売・買戻し取扱い業務について規定している。

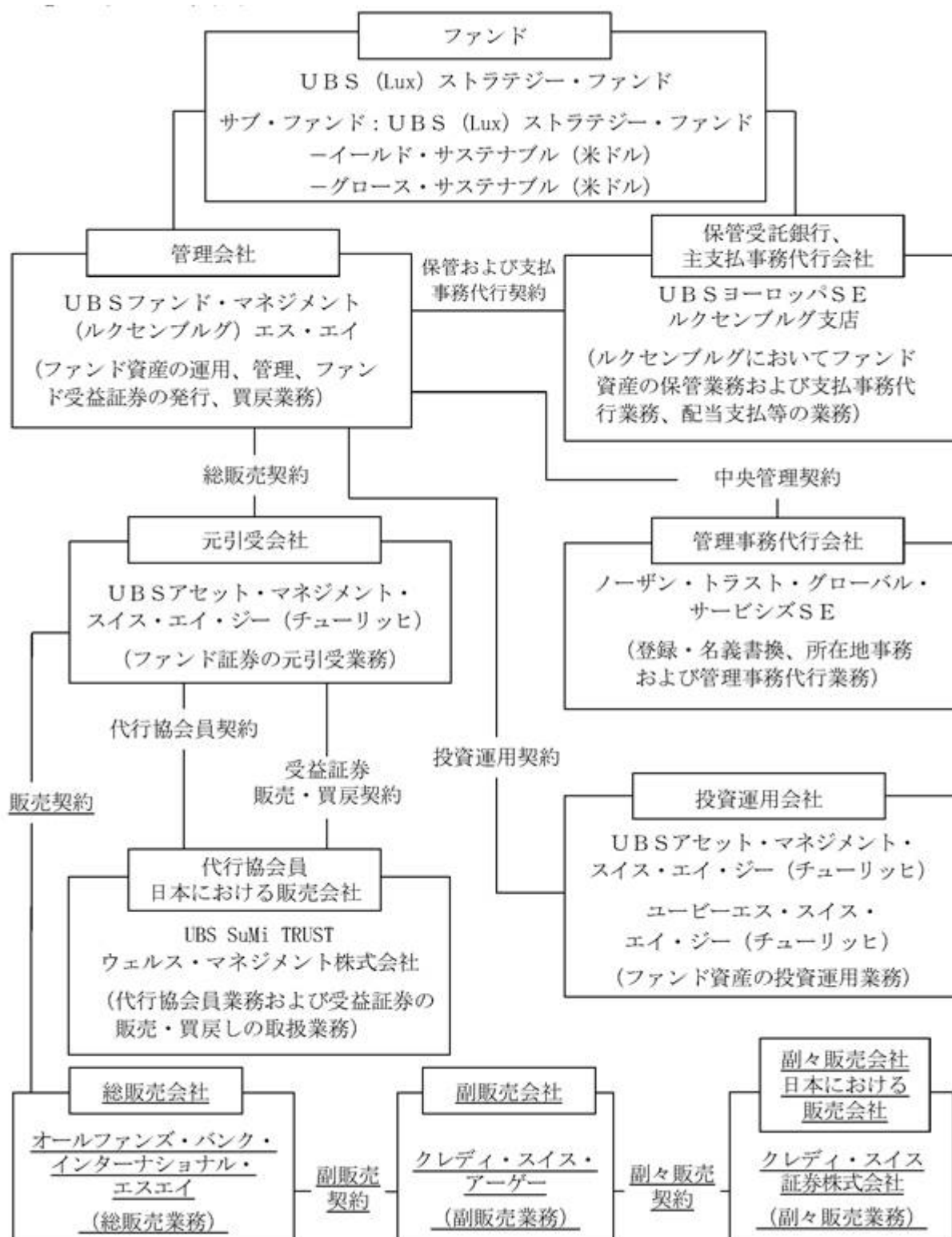
- （注1）保管および支払事務代行契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行ならびに主支払事務代行会社が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等および分配金支払い等を行うことを約する契約である。
- （注2）中央管理契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、受益証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。
- （注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- （注4）総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、ファンド証券の元引受業務を行うことを約する契約である。
- （注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の販売会社に対する送付、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに決算書類およびその他の書類の販売会社に対する送付等代行協会員事務を提供することを約する契約である。
- （注6）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規制および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概況

(後略)

<訂正後>

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2016年4月19日付で元引受会社との間で代行協会員契約（注5）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。 2016年4月19日付で元引受会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。受益証券の販売・買戻し取扱い業務について規定している。
クレディ・スイス証券株式会社	副々販売会社 日本における販売会社	2019年12月18日付で副販売会社との間で副々販売契約（注7）を締結。副々販売業務について規定している。

（注1）保管および支払事務代行契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行ならびに主支払事務代行会社が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等および分配金支払い等を行うことを約する契約である。

（注2）中央管理契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、受益証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

（注4）総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、ファンド証券の元引受業務を行うことを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の販売会社に対する送付、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに決算書類およびその他の書類の販売会社に対する送付等代行協会員事務を提供することを約する契約である。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命されたUBS SuMi TRUSTが、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規制および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

（注7）副々販売契約とは、副販売会社によって任命された副々販売会社が、副々販売業務を行うことを約する契約である。

管理会社の概況

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(2) 日本における申込（販売）手続等

<訂正前>

日本においては、募集期間中の営業日で、また日本における販売会社の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日である日に申込みの取扱いが行われる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社が申込みを受け付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会することができる。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。詳細については、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社に照会のこと。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。販売の単位は、原則として1口以上1口単位である。

各サブ・ファンドのファンド証券1口当たりの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した営業日の翌営業日に計算される当該サブ・ファンドの1口当たりの純資産価格である。日本における約定日は日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとし、投資者は、当該払込期日までに、申込金額および申込手数料を支払わなくてはならない。日本国内における申込手数料は、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社の場合、申込価額の2.75%（税抜き2.50%）を上限とする。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した投資者の場合、投資者に対して取引報告書を交付する。買付代金の支払は、原則として円貨によるものとし、表示通貨との換算は、裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社の応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規制中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「海外における申込（販売）手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

<訂正後>

日本においては、募集期間中の営業日で、また日本における販売会社の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日である日に申込みの取扱いが行われる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社が申込みを受け付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会することができる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。販売の単位は、日本における販売会社が個別に定める。

各サブ・ファンドのファンド証券1口当たりの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した営業日の翌営業日に計算される当該サブ・ファンドの1口当たりの純資産価格である。日本における約定日は日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日（同日を含む。）から起算して4営業日目に、契約に従い受渡しを行うものとする。UBS SuMi TRUSTに支払う場合には、投資者は、約定日から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料をUBS SuMi TRUSTに支払うものとする。クレディ・スイスに支払う場合には、投資者からの申込金額および申込手数料の支払は、日本において受益証券の申込書を提出するのと同時にされるものとする。日本国内における申込手数料は、申込価額の2.75%（税抜き2.50%）を上限とする。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した投資者の場合、投資者に対して取引報告書を交付する。買付代金の支払は、原則として円貨によるものとし、表示通貨との換算は、裁量により日本における販売会社および販売取扱会

社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社の応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規制中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記（１）「海外における申込（販売）手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2 買戻し手続等

（２）日本における買戻し手続等

<訂正前>

日本における受益者は、原則として、営業日でかつ日本における販売会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社の申込受付時間は午後4時までとする。その他の販売会社の申込受付時間については、日本における販売会社に問い合わせることができる。ただし、日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社が買戻請求を受け付けられない場合がある。

ファンド証券1口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した営業日の翌営業日に決定される1口当たりの純資産価格である。買戻代金は、口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日後4営業日目に支払われる。買戻代金は円貨で支払われる場合、表示通貨との換算は裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の希望する通貨で支払うこともできる。ファンド証券の買戻しは原則として1口を単位とする。

前記「海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

<訂正後>

日本における受益者は、原則として、営業日でかつ日本における販売会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の買戻受付時間は午後4時までとする。その他の販売会社の買戻受付時間については、日本における販売会社に問い合わせることができる。ただし、日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社が買戻請求を受け付けられない場合がある。

ファンド証券１口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した営業日の翌営業日に決定される１口当たりの純資産価格である。買戻代金は、口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日後４営業日目に支払われる。買戻代金は円貨で支払われる場合、表示通貨との換算は裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の希望する通貨で支払うこともできる。ファンド証券の買戻しは原則として１口を単位とする。

前記（１）「海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

４ 資産管理等の概要

（５）その他

関係法人との契約の更改等に関する手続

<訂正前>

（前略）

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、契約書に規定の住所宛に書面による通知を３か月前になすことによりこれを解約することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

苦情処理、議決権行使方針および最良執行

（後略）

<訂正後>

（前略）

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、契約書に規定の住所宛に書面による通知を３か月前になすことによりこれを解約することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

副々販売契約

副々販売契約は期間無制限であり、いずれかの当事者が書面による通知を３暦月前になすことにより、暦月末付で解約することができる。

同契約は、スイスの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

苦情処理、議決権行使方針および最良執行

（後略）

第三部 特別情報

第２ その他の関係法人の概況

１ 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（前略）

（５）代行協会員 日本における販売会社

名称	UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社
資本金の額	2023年5月末日現在、5,165百万円
事業の内容	金融商品取引法に基づき日本において第一種金融取引業を営んでいる。

< 訂正後 >

（前略）

（５）代行協会員

名称	UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社
資本金の額	2023年5月末日現在、5,165百万円
事業の内容	金融商品取引法に基づき日本において第一種金融取引業を営んでいる。

（６）日本における販売会社

名称	UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社
資本金の額	2023年5月末日現在、5,165百万円
事業の内容	金融商品取引法に基づき日本において第一種金融取引業を営んでいる。

名称	クレディ・スイス証券株式会社
資本金の額	2023年12月末日現在、781億円
事業の内容	金融商品取引法に基づき日本において第一種金融取引業を営んでいる。

２ 関係業務の概要

< 訂正前 >

（前略）

（５）代行協会員 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務および代行協会員業務を行う。

< 訂正後 >

（前略）

（５）代行協会員

日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務および代行協会員業務を行う。

（６）日本における販売会社

日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。